

議案第 3 号

階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

階上町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年階上町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 6 項」に、「第 14 条(育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。)」を「第 14 条及び第 15 条(これらの規定を育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。)」に、「同条並びに」を「第 17 条、第 18 条第 3 項並びに」に、「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 2 条の 4 中「次条」を「第 3 条」に改める。

第 19 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条及び第 25 条第 2 項において同じ」を加える。

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 20 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

第 22 条を削り、第 21 条を第 25 条とし、第 20 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 21 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 22 条 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 24 条 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

本則に次の 3 条を加える。

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第 19 条第 3 項の規定による変更をしたときとする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 27 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育

児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 28 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の階上町職員の育児休業等に関する条例第 23 条の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。



提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同法第 19 条第 2 項第 2 号の規定による部分休業の承認の単位を定めるほか、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。